

令和3年度

第10回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和3年12月21日（水）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 発達サポートセンター はぴあ 多目的室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫 9)太田 隆之
 10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦 13)臼井 正
 14)中山 喜作 15)岸本 光
 (7)西嶋 芳幸 (8)神田 俊平
5. 議事録署名委員 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
6. 現地確認 9)太田 隆之 10)森本 善明
 (7)西嶋 芳幸 (8)神田 俊平 (9)藤川 和義
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第48号議案	農地法第3条の規定による許可について	8件
第49号議案	農地法第5条の規定による許可について	7件
第50号議案	非農地証明願いの承認について	6件
第51号議案	農地法施行規則第29条(200㎡未満)の規定による 確認について	1件
第52号議案	農地の現況転換等の確認について	1件
第53号議案	農用地利用集積計画の決定について	95件
 - 5) 報 告

報告第23号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	2件
報告第24号	農地の貸借の合意解約通知について	16件
報告第25号	公共事業等による農地の転用について	1件
 - 6) その他
 - 7) 閉 会

局 長

ただいまから、令和3年度第10回加東市農業委員会総会12月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち14名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことをご報告いたします。なお、5番谷口委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日出席の農地利用最適化推進委員は、西嶋委員、神田委員でございます。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

～國井会長あいさつ～

議 長

それではただいまから、令和3年度第10回12月定例会を開催いたします。

本日、現地調査をしていただきました、太田委員、森本委員、西嶋推進委員、神田推進委員、藤川推進委員、ありがとうございます。のちほど報告をよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員に7番の内藤委員と8番の南委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第48号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第48号議案を朗読～

議 長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P1に申請地位置図、P1～4に耕作地位置図をつけております。

譲渡人は農業後継者がなく処分を検討されていたところ、周辺農地を耕作する譲受人が買い受ける話がまとまったので申請されました。申請地は長年耕作放棄地で指導してきた農地ですが、譲受人が除草し、壊れた農業ハウスの骨組みを再利用して野菜を栽培することです。なお、この申請は先月一旦出されていたものが取り下げになったのですが、譲受人の所有地の中に無断転用がありまして、それを改善するために申請を一旦取り下げられましたが、農地を復元されたので、あらためて今月申請されました。

番号2、資料P5に申請地位置図、P6～9に耕作地位置図、P10に営農計画書をつけております。

譲渡人は、耕作が困難になってきたので、隣接で耕作されている譲受人

に売買を打診し、話がまとまったので申請されました。なお、譲受人は、申請地の隣で〇〇で、隣接地と一体利用してサツマイモを栽培する計画ですが、太陽光発電自体は申請地には設置されません。

番号 3、資料 P11 に申請地と耕作地位置図をつけております。

譲渡人は高齢で耕作が困難になったので、申請地付近を耕作されている譲受人に譲渡したいという申請です。譲受人は必要な農機具も備えており、適正に耕作しておられます。

番号 4、資料 P12 に申請地と耕作地位置図をつけております。

譲渡人は農地を相続されましたが遠方で管理できないため、弟である譲受人に贈与したいという申請です。譲受人は、必要な農機具も備えておられ、適正に農地を耕作されています。

番号 5、資料 P13 に申請地と耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、高齢になり耕作困難になったため、譲受人へ譲渡したいという申請です。なお、この申請にあたり、譲受人の耕作地の中に山林化した畑があることがわかったので、非農地申請を同時に申請されています。その他の農地は適正に耕作されています。

番号 6、資料 P15 に申請地と耕作地位置図、P16 に営農計画書をつけております。

譲渡人は、高齢になったので、農業後継者である三男に農地を譲渡したいという申請です。譲受人は〇〇に住んでおられますが、〇〇にある父の会社に勤めており、これまでから父の耕作を手伝っているため、農機具類もそれを使われるということです。

番号 7、資料 P17 に申請地と耕作地位置図をつけております。

譲受人は、〇〇を売却したので、農業経営の規模拡大のため、自作地に隣接する農地を購入したいという申請です。なお、この申請にあたり、譲受人の耕作地に宅地化した農地があることがわかりましたので、非農地申請を同時に申請されています。その他の農地は適正に耕作されています。

番号 8、資料 P19 に申請地と耕作地位置図をつけております。

申請人は、高齢な父に代わって農業をされていますが、今回自宅を増築されるにあたり、農地の耕作権の設定が必要になったため、親子間で使用貸借権を設定したいという申請です。市街化調整区域で家を建てられる場合に「農家住宅」がありますが、ここでいう「農家」とは 10 a 以上の農地を耕作している者を指します。農地を購入する場合の下限面積は 30 a ですが、その場合は世帯合算ですので、本人名義の農地が無くても、同居家族が農地を持っていればいいのですが、農家住宅の場合は、建築主が権利を持っている必要があるそうです。実際は申請人が耕作されていますが、所有権はお父さんですので、特に権利設定はされていなかったのですが、今

	<p>回、農家住宅の手続きのために使用貸借権を設定されます。</p> <p>これら8件の申請につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第48号議案の説明といたします。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第48号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、全員挙手にて、第48号議案については、原案のとおり許可することとします。</p> <p>続きまして、第49号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第49号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員からの報告をお願いいたします。</p>
現地調査委員	<p>農地法第5条の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第49号議案、番号1の〇〇は、〇〇の南約200mにあり、現場は田でありました。</p> <p>続きまして、番号2の〇〇は、〇〇の南東約300mにあり、現場は畑でありました。</p> <p>続きまして、番号3の〇〇は、〇〇の西約110mにあり、現場は田でありました。</p> <p>続きまして、番号4の〇〇は、〇〇の南西約700mにあり、現場は雑種地でありました。</p> <p>続きまして、番号5の〇〇は、〇〇の西約250mにあり、現場は畑でありました。</p> <p>続きまして、番号6の〇〇は、〇〇から南西約160mにあり、現場は畑でありました。</p> <p>続きまして、番号7の〇〇は、〇〇の南西約140mにあり、現場は田でありました。</p>

以上、報告を終わります。

議 長

はい、ありがとうございました。続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

番号 1、資料 P20 に申請地位置図、P21 に土地利用計画図をつけております。

譲受人は、結婚して子どもも生まれたので、実家の近くの母の農地を贈与してもらい分家住宅を建てたいという申請です。申請地は、〇〇にあり、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号 2、資料 P22 に申請地位置図、P23 に土地利用計画図をつけております。

譲受人は、結婚してアパートに住まれています但手狭になったので、実家の隣の農地を父から贈与してもらい分家住宅を建てたいという申請です。申請地は、集落内に介在する第 3 種農地で、農業振興地域の農用地外です。なお、この申請にあたり、農業用倉庫が一部農地にはみ出ていることがわかったので、その届出も併せて提出されています。

番号 3、資料 P25 に申請地位置図、P26 に土地利用計画図をつけております。

譲受人は、結婚してアパートに住まれています但、将来を考えて地元に戻りたいと考え、実家の前の農地を購入し住宅を建てたいという申請です。申請地は、集落に接する第 1 種農地ですが、令和 3 年 1 2 月に農振農用地から除外されており、東播用水は区域外です。なお、1 枚の田を分筆して購入されますが、残りの農地は譲受人のお父さんが耕作されています。

番号 4、資料 P27 に申請地位置図、P28 に土地利用計画図をつけております。

申請地は、以前は譲渡人のお父さんがブドウを栽培されていましたが、相続した譲渡人は遠方のため管理できず、処分を検討していたところ、業務拡大のため資材置場を探しておられた譲受人と話がまとまり申請されました。申請地は〇〇にあり、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。なお、一部造成し重機や物置が置いてあったので始末書が添付されています。重機などは既に撤去されています。

番号 5、資料 P30 左側に申請地位置図、P31 に土地利用計画図をつけております。

申請人は、結婚してアパートに住まれています但手狭になったので、実家の前にあるお父さんの農地を借りて分家住宅を建てたいという申請です。申請地は、集落に接する第 2 種農地で、令和 3 年 1 2 月に農振農用地から除外されています。東播用水は決済済みです。

番号 6、資料 P33 に申請地位置図、P34 に土地利用計画図をつけております。

申請人は、家族が増えてアパートが手狭になったので、実家の側のお父さんの農地を借りて分家住宅を建てたいという申請です。申請地は、集落内に介在する第 3 種農地で、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号 7、資料 P35 に申請地位置図、P36 に土地利用計画図をつけております。

申請人は、結婚して子どもが生まれるのを機会に、地元に戻って実家の側のお父さんの農地の一部を借りて、分家住宅を建てたいという申請です。申請地は、集落内に介在する第 3 種農地で、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

これら 7 件の転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第 49 号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。

第 49 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。

続きまして、第 50 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第 50 号議案を朗読～

議 長 この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員からの報告をお願いいたします。

現地調査委員 非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。

第 50 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇から西約 200m にあり、現場は店舗または工場の一部でありました。

続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇の南西約 700m にあり、現場は山林でありました。

続きまして、番号 3 の〇〇は、〇〇の西約 140m にあり、現場は倉庫でありました。

続きまして、番号 4 の〇〇は、〇〇の南東約 300m にあり、現場は山林でありました。

続きまして、番号 5 の〇〇は、〇〇から西約 300m にあり、現場は宅地の一部でありました。

続きまして、番号 6 の〇〇は、〇〇の南東約 100m にあり、現場は倉庫でありました。

以上、報告を終わります。

議 長

はい、ありがとうございました。続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

番号 1、資料 P37 に位置図、P38 に現況写真をつけております。

申請地は、昭和 48 年に申請人のお父さんが〇〇を始めてから事業用地として使われており、相続してから地目が農地であると分かったので、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号 2、資料 P27 に位置図、P29 に現況写真をつけております。

申請地は、さきほどの第 49 号議案の 4 番で露天資材置場の転用申請があった土地と、〇〇にあり、周辺と一体で山林化しており、40 年以上は経っているとのことです。このたび、地目が農地であると知り、現況と合わせるために申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号 3、資料 P30 に位置図、P32 に現況写真をつけております。

申請地は、四方を宅地に囲まれた農地で、平成 2 年頃から宅地と一体利用されており、地目が農地のままであると分かったので、登記と現況を合わせるために申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号 4、資料 P13 に位置図、P14 に現況写真をつけております。

申請地は、第 48 号議案の 5 番で 3 条申請された譲受人が相続された農地ですが、40 年以上前から既に山林で、3 条申請にあたって地目が農地であると分かり、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は区域外です。

番号 5、資料 P39 に位置図、P40 に現況写真をつけております。

申請地の所有者は、先月、農地を譲渡された方ですが、宅地と空き家も売却されるにあたって、宅地の一部の地目が農地のままであると分かり、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。昭和52年頃、ご両親がブロック塀などを設置して庭になったということです。申請地は農振農用地外で、東播用水は区域外です。

番号6、資料P17に位置図、P18に現況写真をつけております。

申請地は、第48号議案の7番で3条申請された譲受人の耕作地ですが、昭和50年頃にお父さんが車庫を建てており、3条申請にあたって地目が農地であると分かったので、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は決済済みです。

以上、6件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。

以上で、第50号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第50号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて第50号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
続きまして、第51号議案「農地法施行規則第29条の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第51号議案を朗読～

議 長 この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員からの報告をお願いいたします。

現地調査委員 農地法施行規則第29条の現地調査の結果を報告します。
第51号議案、番号1の〇〇は、〇〇の南東約300mにあり、現場は倉庫でありました。

以上、報告を終わります。

議 長	はい、ありがとうございました。続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号1、資料P22に位置図、P24に現況図をつけております。 申請地は、先ほど第49号議案の2番で分家住宅を申請された〇〇で、転用申請の際に、農業倉庫のひさしの部分が農地にはみ出していることが分かりましたので、届出されました。平成7年頃に片流れの屋根を増設していたということで、始末書を添付されています。なお、申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。 この転用については、敷地面積が109㎡ですので、農地法施行規則第29条第1項に規定する2a未満の農業用施設に該当すると考えます。 以上で、第51号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第51号議案「農地法施行規則第29条の規定による確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて第51号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第52号議案「農地の現況転換等の確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第52号議案を朗読～
議 長	この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	農地の現況転換等の現地調査の結果を報告します。 第52号議案、番号1の〇〇は、〇〇から北西約170mにあり、現場は田でありました。 以上、報告を終わります。
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。

事務局	<p>番号 1、資料 P41 に位置図、P42 に平面図をつけています。</p> <p>申請地は令和 3 年 5 月に 3 条許可を得て購入されましたが、水はけが悪く雨が降ると排水せずに溜まってしまうので、40～50 cmかさ上げし、水は北側の水路へ排水するようにしたいという届出です。工期は1月15日から30日間、完了後は畑として利用する計画です。</p> <p>この届出については、「加東市農地の現況転換等の適正化に関する要綱」に基づき提出されており、添付書類等は完備していますので、受理の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第 52 号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第 52 号議案「農地の現況転換等の確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>全員挙手にて第 52 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第 53 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第 53 号議案を朗読～</p>
議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>P8 の番号 1 から P9 の 10 番までは、賃貸借権の新規設定です。</p> <p>続く 11 番から P11 の 27 番までは、賃貸借権の更新です。</p> <p>28 番から P14 の 43 番までは、使用貸借権の新規設定です。</p> <p>続く 44 番から P17 の 64 番までは、使用貸借権の更新です。</p> <p>P17 の 65 番から最後の P26 の 95 番までは、ひょうご農林機構が〇〇の農地に中間管理権を新規設定するもので、機構が借り上げて、〇〇のほか、地元農家に貸し付けされます。先月も一部の農地で設定されていましたが、〇〇は、地区全体で中間管理事業を利用されるということで、一旦、ひょうご農林機構が借り上げ、機構から担い手へ貸出しされます。借り受ける担い手が見つからなかった農地は、とりあえず地元農家が借受けされますが、担い手が見つかり次第、機構が担い手へ貸付けてくれますので、所有者が個別に相手を探さなくてもよいというメリットがあ</p>

ります。また、1割以上を担い手が借受ければ、機構集積協力金が地域へ支払われるという制度もあります。

全体が、P7の集計表です。なお、カッコ書きは内数で、ひょうご農林機構の中間管理事業分をカッコ書きしております。

賃貸借権の設定が38件、142筆、201,548㎡、うち、機構の分が、11件、64筆、71,949㎡です。

使用貸借権の設定は、全体で57件、227筆、218,343.46㎡、うち、機構の分が、20件、130筆、99,671㎡です。

合計95件、369筆、419,891.46㎡に利用権が設定され、12月28日に公告される予定です。

お手元に資料を配付させていただいていますが、利用権設定の資料になっております。農水省のホームページに載っている分ですが、先月お問い合わせがあった分で、利用権の設定を受ける者の要件についてということで、どういう人が受入になるかといったことが書いてあります。農用地の全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、また、農作業に常時従事しないと認められる者というのは、一般の法人さんや他に本業のある法人さんが農地を借りられる場合は、地域と協定を結ぶとか、もし不適切だった場合は解除する条件をつけることになっております。次のページですが、6月に研修をさせていただいたときに研修資料でお配りさせていただいた分に載っていたものになります。基盤強化法に基づく農業委員さんに決めていただく部分は抜粋したところになります。利用集積計画の決定にあたりましては、総会又は部会にて利用集積計画を決定します。その際に、「全て効率利用」、「農作業常時従事」等の要件を受入が満たすかどうかを審査していただくということで、参考になればと思います。最後のページですが、農用地利用配分計画案に対する意見というのが載っていますが、これが、今回出されておりました〇〇とひょうご農林機構が契約されている分について書いてあります。利用配分計画を作成して県知事が公告する方法と、市町村の利用集積計画を使って設定する方法と両方あるということで、今回は利用集積計画のほうで公社が権利を設定されるということで、参考になる分がありましたので一緒につけております。

以上で、第53号議案の説明とさせていただきます。

議長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

委員 2番の方で、1年で設定されていますが、説明していただいた担い手に該当するのでしょうか。更新されるのであれば問題はないかとは思いますが、アパートに住まれている方が百姓をしているのか疑問に思います。実家があるのなら別ですが。

事務局	<p>15番で更新もされていますので、以前からきっちりされている方なのではないかなと思います。更新と同じ方の農地を今回新たに借りられる形になっています。なぜ1年なのかは分かりませんが、1年ごとでこれまでも更新して他のところもされていて、今回新たにということですので、きっちりされる方なのではないかなと思いますので、問題ないかなと思います。</p>
議長	<p>他にご意見ございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。 第53号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員挙手にて第53号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして報告事項に入ります。報告第23号「市街化区域内の農地法第5条の届出について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第23号を朗読～</p>
議長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、資料P43に位置図をつけております。 申請地を、分譲住宅用地にするための届出を受理しました。 番号2、資料P44に位置図をつけております。 申請地を、分譲住宅用地にするための届出を受理しました。</p> <p>以上2件の届出については、添付書類等は完備されておりますので、専決処理により、1番は11月22日付け、2番は12月2日付けで受理通知書を交付しました。</p>
議長	<p>以上で、報告第23号の説明といたします。</p>
議長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。 続きまして、報告第24号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第24号を朗読～</p>

議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1 と 2 は、双方合意により無条件で賃貸借の利用権を解約し、解約後は別の借り人を探される予定です。</p> <p>番号 3 から 10 番を除いて 16 番までは、いずれも双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後は借り人を変更されます。主に地域の営農組合の関係、また、〇〇のように中間管理機構に預けるために、一旦現在の耕作者と解約されています。ほぼ同時に、次の利用権設定を農政課へ提出されています。10 番で解約された農地は、第 48 号議案で承認いただいたとおり、弟さんである〇〇に贈与されます。</p> <p>以上で、報告第 24 号の説明といたします。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>続いて、報告第 25 号「公共事業等による農地の転用について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第 25 号を朗読～</p>
議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料 P45 に位置図、P46 に計画平面図をつけております。</p> <p>国や県が、農地を転用する場合は許可不要ですが、農業委員会へ報告いただくことになっています。このたび、〇〇から、〇〇に伴い、〇〇のための仮設道路を、農地を借りて設置するという届出がありました。期間は令和 4 年 3 月末までの一時転用ということです。</p> <p>以上、報告第 25 号の説明といたします。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。</p> <p>以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。</p> <p>次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3 点ほどご連絡させていただきます。まず 1 点目ですが、農地貸付等希望申出書ですが、農地パトロールを 10 月の終わりと 11 月にさせていただいたあとに事務局に連絡がありまして、希望を出された方の分 3 件について、配らせていただいております。まず 1 件目は〇〇という方で、〇〇の土地になりますが、〇〇にいらっしゃる方ですので、自分で管理</p>

がなかなか難しいということで、貸付もしくは売却、タダでもいいのでどなたかしてくれる方がいらっしゃらないかということでこちらに連絡いただいております。2件目が〇〇の農地で〇〇という方ですが、こちらもタダでもいいので借りていただくか買っていただける方がいらっしゃったらと事務局に連絡いただいております。3件目が〇〇の農地ですが、こちらは売りたいという希望はないですが、草刈りだけでもお願いしたいということで、ご高齢になられて自分で草刈りするのはなかなか大変で、ここの農地は圃場整備がされていない農地で、水はけが悪く、機械で草刈りするのが難しい農地になっておりまして、ただ今すぐ売却する意思はないようですが、なんとか草刈りだけでもお願いしたいということでこちらに連絡いただいております。3件分、委員さんの知り合いの方などでそういった方がいらっしゃったら事務局までご連絡いただければと思いますのでよろしくお願いします。

それから、お手元に黒い手帳をお配りしております。先月の委員会的时候にもご説明しましたが、就任していただいたときにもお渡しした手帳の新しいものになっておりますのでご活用いただければと思います。

3点目ですが、先月の定例会の議案の中で、〇〇の太陽光の案件で池の管理等の関係でご質問があったかと思いますが、後日確認をとらせていただきまして、申請を出される以前に地区で説明会もされており、地区と池の管理に影響が出ないようにフェンスを池の敷地ギリギリまでせずに、池までの道を確保できるようにということで地区とも協議をされているという確認が取れましたのでご報告させていただきます。

最後にパンフレットを置かせていただいておりますが、これは人・農地プランといって先ほどの〇〇のように耕作できる人が減ってきて耕作放棄地が増え、今後どうしようといった話が地区でもよく出るかと思いますが、そういった話合いについてのパンフレットになっております。そういうことがあったら農業委員さんも話合いに入っていただいて、一緒に人・農地プランの策定等に協力していただきたいとなっております。先ほども言いましたが、地域で人・農地プランを作って、ある程度公社に貸付ける形が取れば、機構集積協力金が地区に対して補助金として貰えます。機構に貸付ける面積に応じて単価も上がっていくそうです。受付は農政課になりますが、ひょうご農林機構の担当者も加東農林事務所にいらっしゃいますので、また来ていただいて詳しい話をお聞きすることも農業委員会でもやっていきたいと思っておりますので、もし地区の中でそういう話がありましたら、ご相談いただけたらと思います。よろしくお願いします。

事務局からは以上になります。

議 長

何かご質問等はございませんか。

会 長

〇〇は耕作者がいないのですか。

委員	いません。
会長	〇〇はしていないのか。
委員	一部だけです。少しずつ手を引いているようです。
事務局	一部は〇〇を公社が紹介してくださって入ってもらえるようになったようです。
会長	〇〇も、若い人といっても65歳以上です。若い人が出てこないのも、担い手の不足で困っています。委員さんに姫路に話を聞きに行ってもらいましたが、結局は担い手がいないから集積をしようという話で、ひとつの部落ではいけないので集積して土地を大きくしようということだと思います。
議長	他にご質問ございませんか。
各委員	～質問なし～
議長	本日はありがとうございました。 これをもちまして、令和3年度第10回総会12月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議長 國井 久明

議事録署名委員 内藤 秀幸

議事録署名委員 南 和夫